

会長	それでは、ただ今から平成30年度第1回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。議案第1号「建築基準法第3条の第1項第3号の規定による指定にかかる同意について」につきましては、附属機関等の会議の公開に関する指針 第3条(1)について非公開とする事由がございませんので、全面公開が可能と考えます。 また報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意(建築審査会における取扱い)に基づき行った許可件数の報告について」につきましては、氏名等の記載を省略し、個人か法人かを記載し、住所表記につきましても町名若しくは字名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 (事務局)	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。つづきまして、議案第1号「建築基準法第3条の第1項第3号の規定による指定にかかる同意について」の説明をお願いします。
三重県	<議案第1号「建築基準法第3条の第1項第3号の規定による指定にかかる同意について」の説明>
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	屋根の改修について、瓦土全面撤去・棧留めで復旧ということですが、元々土葺きの瓦かと思いますが、固定方法は問題ありませんか。 また、大規模の修繕ということですが、屋根の工法が変わるように思います。大規模の模様替ではなく、大規模の修繕の適用でいいのかどうか教えてください。
三重県	まず、瓦については、屋根重量の軽量化に配慮し、このような仕様となっております。また、修繕とは同等の改修、模様替とは今よりもグレードを上げるとい整理を行っているため、今回の改修は、文化財の保存が目的という観点もあり、屋根の軽量化・工法の変更が、必ずしも良いものに替えるというわけではないので、大規模の修繕という位置づけとなっております。
委員	棧留めに変えると、土葺きに比べ、屋根重量は軽くなりますが、

風に対する対策は何かされていますか。

三重県 ワイヤー固定を行う予定です。

委員 地震があったときに、この門だけが倒壊する可能性はありますか。

三重県 壁量のチェックを行っており、壁量上大丈夫という結果が出ております。

委員 野地板も改修しますか。

三重県 野地板は竹となっているため、それを生かしながら、補強する予定です。

会長 どのような用途で使う予定をしているのですか。

三重県 将来的には観光施設的な使い方も考えているようですが、
当面の間は、用途を事務所とし、人が入る予定もありません。

会長 他に意見はありませんでしょうか
それでは、この案件について同意ということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

三重県 <報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（
建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数の報告についての説明>

会長 説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありますか。

会長 よろしいですか。
ありがとうございました。

会長 すべての議題が終了しました。これにて平成30年度第1回三重県建築審査会を閉会します。ご協力ありがとうございました。